

令和07年度 第4回 愛宕警察署協議会 議事概要

開催日時 令和08年03月06日 午前01時30分～午前03時00分

開催場所	愛宕警察署 講堂	出席者	協議会委員 7名 署長ほか 4名
------	----------	-----	---------------------

内 容

会議に先立ち、警備課長、交通課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

協議会からの意見要望の取組結果について  
雑踏現場において注意すべき点と警察の立場について教えてほしい。

【取組】

- (1) 主催者による自主警備が基本だが、主催者側と警察側で事前に打合せをして万全な体制で警備に臨んでいる。
- (2) 雑踏事故が発生する可能性が高まった場合は、主催者側に入場制限、誘導方法や迂回措置などについて助言や申入れを行っている。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
  - (1) 地域課の業務内容について
    - ア 地域警察官の主な仕事
      - (ア) 管内のパトロール  
24時間体制で交番やパトカー勤務員による街頭活動、110番通報の初動対応などにあたっている。
      - (イ) 巡回連絡  
緊急時の連絡先を把握する等、巡回連絡カードの記載をお願いしている。
      - (ウ) 遺失物・拾得物の受理
      - (エ) 地理案内
      - (オ) 防犯指導
      - (カ) 犯罪の予防・検挙  
犯罪予防のため職務質問を実施し、事件発生時は被疑者を検挙している。
      - (キ) 交通指導・取締り
    - (2) 地域警察官の勤務体制
      - ア 4交替制
        - (ア) 地域第一係から地域第四係までの4交替制
        - (イ) 第一当番勤務  
午前8時30分から午後5時15分までの勤務。
        - (ウ) 第二当番  
午後3時00分から翌日の午前10時00分までの勤務。
        - (エ) 週休日  
第二当番が終了した日である非番日の次の日が週休日となる。
      - (3) 愛宕警察署管内の交番
        - ア 管内の交番は8カ所
          - (ア) 新橋駅前交番  
繁華街を持つ交番として、愛宕警察署管内で最も忙しい交番。
          - (イ) 新橋三丁目交番  
新橋駅前交番との距離が近いことから、夜間は新橋駅前交番に統合している。
          - (ウ) 東新橋交番  
第一京浜に面しており、交通事故の取扱いが多い。
          - (エ) 竹芝交番  
竹芝埠頭を管轄しており、船舶発着時は大勢の人で賑わう。
          - (オ) 虎の門交番  
赤坂警察署との署境にある交番で、最も新しい交番。
          - (カ) 東京タワー前交番  
周囲には観光客が多く、近年は外国人の取扱いが増えている。
          - (キ) 大門交番  
老朽化が進み、現在建設中の世界貿易センタービル1階に移設予定。
          - (ク) 浜松町交番

三田警察署との署境の交番。

イ 交番の統合について

(ア) 不在交番は、本署指揮所から24時間体制でモニター監視がされている。

(イ) 不在交番に人が訪れた場合、本署の警察官がモニターを通じて呼びかけ、要件を確認するなどして必要な対応を行っている。

(ウ) 閉鎖している交番付近には多くのパトカーを運用しており、事案に応じてパトカーが急行するので交番としての機能が失われているわけではない。

(4) 110番入電状況

ア 愛宕警察署管内の110番入電状況

イ 交番別110番入電状況

(5) 警察相談ダイヤル

ア 昨年、警視庁全体に入電した110番のうち、約16パーセントが不要・不急と思われる110番であった。

イ 緊急性のない事案、犯罪や事故の発生に至っていない困り事や不安に思うことなど、警察に相談したいことがあるときは、警察相談ダイヤル 9110の利用を呼びかけている。

2 協議会からの意見要望等

夜間における車両の空ぶかしへの対応はできないか。

[その他の意見要望等]

なし

その他

令和07年度 第3回 愛宕警察署協議会 議事概要

開催日時 令和07年12月05日 午後01時30分～午後03時00分

開催場所	愛宕警察署 講堂	出席者	協議会委員 9名 署長ほか 4名
------	----------	-----	---------------------

内 容

会議に先立ち、警備課長、交通課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 協議会からの意見要望の取組結果について
- 1 自転車の交通ルールをどのように周知させるのか対策等について教えてほしい。  
【取組】
    - (1) 自転車だけではなくループ、モペットに対する交通取締り、指導警告を機会あるごとに行った。
    - (2) 管内企業、学校に対して、自転車の交通ルールの講話を行った。
    - (3) 外国人を雇っている企業から自転車の交通ルールの指導について相談を受けた際にチラシを配布して基本的なルールの周知を図った。
  - 2 外国人観光客に対してどのように交通ルールを周知させているのか教えていただきたい。  
【取組】
    - (1) 交通課員作成のポスター掲示、チラシ配布による広報啓発を行った。
    - (2) 東京タワーで行ったキャンペーンにおいて、外国人観光客向けのチラシを配布するなどして交通ルールの周知を図った。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
  - (1) 雑踏警備について
    - ア 増上寺初詣
    - イ 増上寺節分追儺式  
混雑する場所での将棋倒しなどの雑踏事故の防止に努めた。
    - ウ 箱根駅伝
    - エ 東京マラソン  
テロを防止するため、車両突入事案をはじめとする各種テロ対策を行い、ランナー及び観衆の安全確保に努めた。
  - (2) 集会デモ警備について
    - ア 芝公園23号地での集会  
機動隊の応援を得て、デモ対策を行った。  
デモの途中、デモの参加者1名を公務執行妨害罪で現行犯逮捕した。
    - イ 反対派による抗議  
反対派が集会場所やデモコースに接近して抗議をしようとすることから、トラブル防止のため、周辺の交通規制を行った。
  - (3) 各選挙に伴う警備
    - ア 参議院議員選挙
    - イ 自由民主党総裁選挙  
新橋駅S L広場や芝公園で街頭演説会が行われ、新橋駅S L広場の街頭演説会では多数の観衆や通行人で混雑するため、通路の確保などの雑踏防止に努めた。  
状況により観衆を入れるブースを設置し、金属探知機などを使って犯罪を敢行しようとする者の早期発見に努めた。
  - (4) 外国要人警備  
トランプ米国大統領来日警備  
交通規制などを行い、街の人の協力を得て無事に警備を終えた。
  - (5) 警衛警備
    - ア 天皇皇后両陛下警衛警備
    - イ 敬宮愛子内親王殿下警衛警備
  - (6) 防災訓練  
各地区の防災訓練に参加し、災害時に役立つロープの結び方や新聞紙を使用したスリッパの作り方、ズボンを使用したリュックサックの作り方を教示した。  
また、ブースを設けて防災に関するパンフレットなどを配布した。

- 2 協議会からの意見要望等  
雑踏現場において注意すべき点と警察の立場について教えてほしい。

[その他の意見要望等]

なし

その他

令和07年度 第2回 愛宕警察署協議会 議事概要

開催日時 令和07年09月19日 午後01時30分～午後03時30分

開催場所 愛宕警察署 講堂  
出席者 協議会委員 7名  
署長ほか 4名

内容

会議に先立ち、交通課長、生活安全課長代理の出席について、各委員から了承を得た。

[業務説明]

協議会からの意見要望の取組結果について  
特殊詐欺被害防止対策の情報について、世代別にどのような方法で発信していくのか教えてほしい。

【回答】

- 1 デジタルサイネージを活用した広報活動
- 2 企業や学校、各種イベントにおける防犯講話の実施

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
  - (1) 交通捜査・交通執行業務について
    - ア 交通捜査係及び交通執行系の業務
      - (ア) 交通捜査係  
交通事件・交通人身事故処理
      - (イ) 交通執行係  
交通違反指導取締り
    - イ 交通事故発生状況【令和7年上半期】
      - (ア) 愛宕署 死亡事故なし、発生件数、重軽傷者数すべてにおいて減少
      - (イ) 警視庁 軽傷者数を除き、すべて減少
  - (2) 交通取締りについて
    - ア 特殊な事件取締り  
道路交通法違反（道路における禁止行為）、21日間の営業停止処分
    - イ 交通違反取締り状況
      - (ア) 交通違反取締り件数【令和7年上半期】
      - (イ) 交通違反多発地点
    - ウ 駐車違反取締り状況
      - (ア) 駐車違反取締り件数【令和7年上半期】
      - (イ) 駐車違反取締り重点地域、重点路線
  - (3) 白バイ乗務員について
    - ア 白バイ乗務員の活動状況
      - (ア) 交通違反指導取締り
      - (イ) キャンペーン活動、ウエルカム警視庁
    - イ 白バイ乗務員の訓練状況
      - (ア) 月例訓練、集合訓練
      - (イ) 訓練映像視聴
- 2 協議会からの意見要望等
  - (1) 自転車の交通ルールをどのように周知させるのか対策等について教えてほしい。
  - (2) 外国人観光客に対してどのように交通ルールを周知させているのか教えていただきたい。

[その他の意見要望等]

なし

その他

令和07年度 第1回 愛宕警察署協議会 議事概要

開催日時 令和07年06月20日 午後01時30分～午後03時30分

開催場所 愛宕警察署 講堂  
出席者 協議会委員 9名  
署長ほか 4名

内容

会議に先立ち、会長、副会長を互選した。  
また、生活安全課長、交通課長の出席について、各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 協議会からの意見要望の取組結果について
- 1 自転車のナビライン上で荷下ろしをするトラックを避けるために自転車が車道に膨らんで走行したり、歩道を走行したりしており、自転車も歩行者も危険である。  
【回答】長時間の荷物の積み下ろしや著しく交通の妨害となっている車両には指導警告や移動の措置を執っている。
  - 2 13歳未満の子供と70歳以上の高齢者は自転車で歩道を通行することができるということを周知してほしい。  
【回答】引き続き、交通安全キャンペーン等を通じて広報啓発活動を実施していく。
  - 3 子供を乗せた自転車が車道を走行しているのを見かけるが、車道を走らなければならないのか。  
【回答】大人が自転車に子供を乗せて走行する場合、車道走行するのが原則であるが、道路工事などにより車道の左側部分を通行することが困難な場合は、歩道を通行することができる。
  - 4 自転車歩道通行可の標識を撤去した理由を教えてください。  
【回答】自転車は車道通行が原則であり、歩行者の交通の安全を確保するため、標識を撤去した。
  - 5 ヘルメットを被らずにモペットと思われる車両を運転している者を見かけるので、モペットの指導取締りを徹底してほしい。  
【回答】通常勤務において電動モビリティの取締りを行っており、定期的に重点取締りも実施している。
  - 6 第一京浜に多数の観光バスが客待ちのために停車しているが、取締ることはできないのか。  
【取組】  
(1) 駐車状況を確認したことから、指導警告の上、移動させた。  
(2) 観光バスの営業所に対し、車両の待機場所確保などの根本的な改善策を検討するよう申し入れた。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
  - (1) 特殊詐欺被害の現状について
    - ア 認知件数、昨年比
    - イ 被害金額、昨年比
    - ウ 最近の手口
  - (2) 特殊詐欺被害防止対策及び検挙対策について
    - ア 検挙状況（警視庁全体、愛宕署）
      - (ア) 検挙件数
      - (イ) 検挙人員
    - イ 特殊詐欺被害防止対策
      - (ア) 官民連携による諸対策の推進
      - (イ) A T M対策
    - ウ 今後の対策
- 2 協議会からの意見要望等  
特殊詐欺被害防止対策の情報情報について、世代別にどのような方法で発信していくのか教えてください。

[その他の意見要望等]

なし

その他	
-----	--

令和06年度 第4回 愛宕警察署協議会 議事概要

開催日時 令和07年03月07日 午後01時30分～午後03時30分

開催場所 愛宕警察署 講堂  
出席者 協議会委員 9名  
署長ほか 5名

内容

会議に先立ち、交通課長、交通課長代理、刑事組織犯罪対策課長代理の出席について、各委員から承認を得た。

[業務説明]

- 協議会からの意見要望の取組結果について
- 1 暴力団の活動等について
    - (1) 暴力団は新橋地区でみかじめ料を徴収しているのか。  
【回答】月に1回程度、新橋地区の飲食店等を巡回し、暴力団がみかじめ料を徴収していないか確認している。
    - (2) 暴力団の事務所に看板は掲げられているのか。  
【回答】看板等を掲示することは法律で禁止されているため、暴力団事務所に看板は掲げていない。
    - (3) 暴力団の事務所の所在地は公表されているのか。  
【回答】指定暴力団のうち、一次団体の本部事務所については官報により公示されているが、二次団体以降は公表されていない。
    - (4) 暴力団員はどのくらいの頻度で事務所に入出入りしているのか。  
【回答】一次団体の本部事務所は交代制で24時間、365日、1名から5名程度の組員が当番に就き、事務所の警戒を行っている。  
二次団体以下の本部事務所は組員が常駐しているところもあれば、会合等以外に一切使用しないところもある。
  - 2 暴力団対策について
    - (1) 暴力団として認定されていない不良グループを取り締まることはできないのか。  
【回答】暴対法の対象となるのは指定暴力団であるため、匿名・流動型犯罪グループや準暴力団には暴対法を適用できないが、あらゆる法令を駆使して徹底した取締りを行っている。
    - (2) 子供がSNS等を通じて暴力団員と接触することがないように、民間企業とタイアップした対策を講じてはどうか。  
【回答】  
ア 警視庁では民間企業と協定を締結し、小学生から高校生を対象とした情報モラル教育(「TOKYOネット教室」)を進めている。  
イ 愛宕署では「TOKYOネット教室」の一環として、協定を締結した企業の講師を管内の小学校に招致し、セーフティ講話を実施した。
    - (3) 相手が暴力団と知らずに仕事を請け負ってしまった場合に罰則等はあるのか。  
【回答】  
ア 相手が暴力団員との認識がなければ罰則の対象とならないが、相手が暴力団員であることを認識しつつ、暴力団の活動を助長し又は暴力団の運営に資する仕事を請け負った場合、「勧告」「公表」「命令」という段階的な行政措置の対象となり、命令に違反した場合は罰則もある。  
イ 事業者が勧告を受ける前に自ら公安委員会に申告し、再び利益供与をしないことを誓約した場合は適用除外となり、行政措置の対象にならない。  
ウ 請け負った仕事が法律上の義務であるなど正当な理由がある場合も行政措置の対象にならない。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
  - (1) 交通事故発生状況について
    - ア 過去5年間の交通事故発生状況(愛宕署管内)
    - イ 令和6年中の交通人身事故発生状況(警視庁、愛宕署管内)
    - ウ 管内で発生する交通事故の傾向
  - (2) 主な交通規制業務について
    - ア 道路標識及び道路標示に関すること
    - イ 信号機による交通規制に関すること
    - ウ 道路工事又は作業に伴う道路使用に関すること

- エ 公共交通（バス、電車等）に関すること
- オ 警備に係る交通規制・対策に関すること
- カ 災害に係る交通規制・対策に関すること
- (3) 令和6年中の愛宕署交通規制係窓口取扱件数について
- (4) 交通規制表示等について
- (5) 愛宕署管内の交通規制見直しについて
- (6) 築地虎ノ門トンネル内における二輪車単独交通事故の発生状況について
  - ア 発生状況（令和5年～6年）
  - イ 事故抑止対策
- (7) 交通対策について
  - ア マラソン等の交通対策
  - イ 祭礼等の交通対策
  - ウ 東京2025デフリンピックの交通対策
- 2 警察署協議会からの意見要望等
  - (1) 自転車のナビライン上で荷下ろしをするトラックを避けるために自転車が車道に膨らんで走行したり、歩道を走行したりしており、自転車も歩行者も危険である。
  - (2) 13歳未満の子供と70歳以上の高齢者は自転車で歩道を通行することができるということを周知してほしい。
  - (3) 子供を乗せた自転車が車道を走行しているのを見かけるが、車道を走らなければならないのか。
  - (4) 自転車歩道通行可の標識を撤去した理由を教えてほしい。
  - (5) ヘルメットを被らずにモベットと思われる車両を運転している者を見かけるのでモベットの指導取締りを徹底してほしい。
  - (6) 第一京浜に多数の観光バスが停車しており、特に土日が多い。客待ちの観光バスを取り締まることはできないのか。

[その他の意見要望等]

芝大神宮のお祭りの御神輿は、次に担ぐ者が御神輿を追従して担ぎ手を交代しているところ、警備に従事していた警察官が次に御神輿を担ぐ者に歩道を歩くよう指示したため、トラブルになっていた。  
事前に主催者と綿密な打ち合わせをするべきではないか。

その他	任期満了の委員に対し、感謝状と記念品を贈呈した。
-----	--------------------------

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和06年度 第3回 愛宕警察署協議会 議事概要

開催日時 令和06年12月04日 午後01時30分～午後03時00分

開催場所 愛宕警察署 講堂  
出席者 協議会委員 6名  
署長ほか 5名

内 容

会議に先立ち、警備課長、刑事組織犯罪対策課長、刑事組織犯罪対策課長代理の出席につき各委員から承認を得た。

[業務説明]

- 前回会議での意見要望等に対する回答
- 1 発災時の情報発信等について
    - (1) 警察による情報発信
      - ア 発災直後は緊急自動車専用路の確保等に組織力を傾注するため、情報発信まで力が及ばない場合もある。
      - イ 「港区ポータルサイト」は、災害時、自動的に災害モードに切り替わり、被害情報等を確認できる。
    - (2) 大雨・洪水の「警戒レベル5」
 

行政法上の「命令」には当たらないが、緊急安全確保の段階を示し、既に安全な避難ができず命が危険な状況であるため、命を守るための行動が必要である。
    - (3) 災害時の110番通報
      - ア NTT基地局の稼働中は電話が集中し、つながりづらくなる。
      - イ 基地局が停止すれば、電話自体が使えなくなる。
      - ウ 災害時は、優先電話である公衆電話も一般電話同様につながりにくくなる。
  - 2 訓練、装備、施設等について
    - (1) 消防との連携
 

当署は、消防の指導のもと自動体外式除細動器（AED）操作等、救命措置訓練などに取り組んでいる。
    - (2) 非常持出袋
      - ア 地震をはじめ急な災害の後に、安全かつ快適に過ごすための備え
      - イ 性別、年齢、持病等で必需品は異なり、備蓄用と持ち歩き用に分けて準備
    - (3) 庁舎の建替え
 

警察署の建替えは警視庁本部が主管し、現在まで愛宕署の建替え予定はない。
  - 3 法改正による大麻使用罪の適用について
 

改正法の施行日である本年12月12日以降、「大麻等の使用罪」が新たに処罰の対象（法定刑：7年以下の懲役）となる。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 

暴力団排除対策について

  - (1) 暴力団組織等の現状
    - ア 六代目山口組分裂をめぐる情勢
    - イ 全国の暴力団構成員等の推移
    - ウ 準暴力団、犯罪集団
    - エ 管内の暴力団組織
  - (2) 当署の暴力団排除対策
    - ア 暴力団構成員の検挙状況
    - イ 暴力団弱体化に向けた各種対策
      - (ア) 暴力団排除ローラー作戦  
新橋地区の企業等を訪問して注意喚起
      - (イ) 暴力団排除啓発活動  
関係機関と連携し暴力団排除講話等を実施
- 2 警察署協議会からの意見要望等
  - (1) 暴力団の活動等について
    - ア 暴力団は新橋地区でみかじめ料を徴収しているのか。
    - イ 暴力団の事務所について
      - (ア) 看板は掲げられているのか。
      - (イ) 所在地を公表しているのか。
      - (ウ) 暴力団員は週に何回くらい事務所に入出入りしているのか。

(2) 暴力団対策について

ア 暴力団として認定されていない不良グループも、暴力団対策法等で取り締まることはできないか。

イ 子供がSNS等を通じて知らぬ間に暴力団員と接触することがないように、民間企業とタイアップした対策を講じてはどうか。

ウ 相手が暴力団と知らずに仕事を請け負ってしまった場合に罰則等はあるのか。

[その他の意見要望等]

なし

その他

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和06年度 第2回 愛宕警察署協議会 議事概要

開催日時 令和06年09月02日 午後01時40分～午後03時40分

開催場所 愛宕警察署 講堂  
出席者 協議会委員 8名  
署長ほか 4名

内容

会議に先立ち、警備課長、生活安全課長の出席につき各委員から承認を得た。

[業務説明]

- 前回会議における意見要望に対する回答
- 1 少年、薬物に関する意見等
    - (1) 少年犯罪件数の減少と少年人口の減少率の関係
      - ア 都内の20歳未満の人口(昭和60年と令和5年)
      - イ 非行少年の推移
      - ウ 上記ア、イの比較(グラフで表示)
 少年犯罪の件数は、少年人口の減少率を大きく上回る割合で減少
    - (2) 愛宕署管内における少年補導
      - ア 過去3年間の都内と愛宕署の補導件数(グラフで表示)
      - イ 都内と愛宕署の補導種別
    - (3) 愛宕署管内における暴走族の把握状況
      - ア 現在、暴走族の把握はない。
      - イ 管内における暴走情報に関する110番入電状況
    - (4) 大麻使用罪の適用開始時期
      - ア 「公布日(昨年12月13日)から1年を超えない日」で具体的には未定
      - イ 見通しが立ち次第、協議会の場で報告する。
  - 2 交通安全に関する意見等
    - (1) 大人に対する交通ルールの発信
      - ア 企業に対する交通安全講話  
東京ガスにおける「安全運転管理者に対する講演」
      - イ 管内各所での交通安全キャンペーン  
(ア)東京タワー「子供SAFETY ACTION キャンペーン」  
(イ)ゆりかもめ新橋駅「愛宕SAFETY ACTION キャンペーン」
      - ウ 今後の実施予定  
秋の全国交通安全運動でも更に推進
    - (2) 自転車が安全に走行できる対策(愛宕二丁目交差点の自転車ナビライン設置)
      - ア 現在、交差点の区道側にはナビラインが設置されているが、都道側にはない。
      - イ 都道側にもナビラインの設置を依頼し、今年中に設置できる見込み

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容  
「災害対策」について
  - (1) 災害に強い街づくり
    - ア 「自助」自らの生命は自らが守る
    - イ 「共助」自分たちの街は自分たちで守る
    - ウ 「公助」行政機関による救助・救護活動
  - (2) 災害発生時の警察署の対応
    - ア 被害実態の把握及び各種情報の収集
    - イ 交通規制の実施
    - ウ 被災者の救出救助
    - エ 被災者の避難誘導
    - オ 行方不明者の捜索及び調査
    - カ 死体の調査等及び検視
    - キ 公共の安全と秩序の維持
  - (3) 各種訓練の実施
    - ア 署員による訓練  
(ア)震災警備総合訓練  
(イ)緊急自動車専用路確保訓練  
(ウ)非常用電源装置稼働訓練
    - イ 合同訓練等

- (ア) 近隣署との合同救出救助訓練
- (イ) 警視庁本部との合同救出救助訓練
- (ウ) 自治会における防災訓練
- (4) 各種災害への対策
  - ア 大雨や台風から身を守るために
    - (ア) 普段の備え
    - (イ) 避難レベル
    - (ウ) 台風が接近してきたら
  - イ 富士山噴火への備え
    - (ア) 火山灰の性質
    - (イ) 降灰堆積予想
    - (ウ) 基本的な対策
- (5) 施設・資機材の備え
  - ア 警察機能の維持
    - (ア) 非常用発電装置の設置
    - (イ) 非常用警備食料等の分散
    - (ウ) 代替施設の確保
  - イ 各種災害警備資機材
  - ウ 簡易スリッパ・リュックの作り方
- 2 警察署協議会からの意見要望等
  - (1) 自助、共助の大切さを認識した。
  - (2) 発災時の情報発信等について
    - ア 出所不明のSNS等の情報は信用できないので、警察から管内の詳しい情報を発信してほしい。
    - イ 大雨・洪水の「警戒レベル5」は命令に当たるのか。
    - ウ 災害時にも110番は通じるのか。
  - (3) 訓練・施設・資材等について
    - ア 消防と合同に訓練は実施しているのか。
    - イ 庁舎が老朽化しているので、代替施設の準備よりも警察署の建て替えが必要ではないか。
    - ウ 非常持出袋は、どのような状況を想定したものなのか。

[その他の意見要望等]

なし

その他

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和06年度 第1回 愛宕警察署協議会 議事概要

開催日時 令和06年06月12日 午後01時30分～午後03時30分

開催場所 愛宕警察署 講堂  
出席者 協議会委員 8名  
署長ほか 4名

内容

会議に先立ち、生活安全課長、地域課長の出席につき、各委員から承認を得た。

[業務説明]

前回会議における意見要望に対する回答

- 1 交番の管轄地域と勤務員の受持区
  - (1) 交番の管轄地域
    - ア 愛宕警察署の各交番の管轄地域（地図で示して説明）
    - イ 事件事故の対応
      - (ア) 原則として、管轄する交番の勤務員が取り扱う。
      - (イ) 対応できない場合、他の交番勤務員やパトカー勤務員が取り扱う。
      - (ウ) 事案や相談があれば、管轄に関わらず、近くの交番で受け付ける。
  - (2) 受持区と巡回連絡
    - ア 各勤務員がそれぞれ受持区を担当し、巡回連絡を実施
    - イ 巡回連絡カード
      - (ア) 活用方法や保管状況
      - (イ) 内容を他人に教示することはない。
- 2 警察官不在時の交番について
  - (1) 交番相談員の効果的な配置
    - ア 110番の取扱いやパトロールによる警察官の不在
    - イ 交番相談員の効率的配置による不在解消
  - (2) 勤務員不在時のための交番の電話
    - ア 受話器を上げれば、自動的に署の指令台と通話可能
    - イ 電話で対応できない場合は近くの警察官が交番に向かう。
    - ウ 事件・事故の場合は、110番していただきたい。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 少年を取り巻く環境について
  - (1) 少年犯罪の現状
    - ア 検挙状況（過去5年の推移）
    - イ 過去（昭和期）の検挙状況
    - ウ 最近の少年に関する問題
      - (ア) 闇バイト
      - (イ) 若者への大麻の蔓延
      - (ウ) トー横キッズ
  - (2) 当署管内での取扱い
    - ア 児童福祉法違反（児童を風俗営業に従事させた事例）
    - イ 大麻取締法違反（大麻所持）
    - ウ 客引き、置き引き（15歳少年による犯行）
  - (3) 地域に根ざした活動
    - ア 学校、地域、区との連携
      - (ア) 通学路警戒の実施
 近年の隣接県で発生した事件・事故を念頭に置いた対策
      - (イ) 通学路の安全点検
 当署員と学校関係者（御成門学園小学校、芝地区総合所員、PTA等）が、学校周辺の道路事情や環境変化、死角等を確認
      - (ウ) 不審者対応訓練の実施
 御成門学園中学校、汐留サーノ保育園での、刺股を使用した訓練
    - (エ) 関係機関との連携を強化する体制
 港区では
      - ・ 要保護児童等対策地域協議会
      - ・ 青少年問題協議会
      - ・ 児童虐待防止対策会議

- ・ ヤングケアラー支援体制検討会  
等が定期的開催され、各機関の緊密な関係が構築されている。
- イ スクールサポーターの活動
  - (ア) 各種警戒活動
    - ・ 登下校時の通学路警戒
    - ・ 学校や学童施設への立寄り警戒
    - ・ 学校の各種行事における警戒活動
  - (イ) セーフティー教室の定期的実施
- ウ 少年補導員との協働
  - (ア) 新橋駅周辺のカラオケボックスやゲームセンターの見回り活動
  - (イ) 秋葉原等での補導
    - 月に1度、大森少年センターが主催する補導活動に参加
- エ 健全育成活動の推進
  - (ア) 母の会主催の各種活動
    - ・ 田植え体験、苺狩り、さつま芋苗植えを実施
    - ・ 今後も、どじょうすくい、ラジオ体操、クリスマス会等を実施予定
  - (イ) 少年柔剣道
    - ・ 当署の柔道・剣道助教がそれぞれ週2回指導
    - ・ 東京少年柔剣道錬成大会に参加予定
- 2 警察署協議会からの意見要望等
  - (1) 子供の数が減っているため、過去の少年犯罪の件数と比較する場合は、少年人口の減少率を考慮してほしい。
  - (2) 新橋に少年が集まって遊ぶイメージはないが、補導件数はどのくらいなのか。
  - (3) 大麻はSNS等を介してファッション感覚で広まっているようだが、法改正による大麻の使用罪適用は、いつから始まるのか。
  - (4) 増上寺前を暴走族のような集団が走行しているところ、愛宕署の把握状況を教えてほしい。

[その他の意見要望等]

交通安全対策について

- 1 子供は大人の真似をするので、大人に対して交通ルールを発信してほしい。
- 2 御成門学園付近の歩道橋のある交差点を自転車で通行する時、車両の通行量が多く恐怖を感じるため、ナビラインの設置等、自転車が安全に走行できるような対策を講じてほしい。

その他

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。